



vol.30

一般財団法人
めぐろ青色申告会
理事長

はしもとりょうこ
橋本良子さん

皆さんの生活に関する
駆け込み寺で
ありたいです



▲めぐろ青色申告会館前に設置された記念碑



◀めぐろ青色申告会についてはこちらから

プロフィール

昭和60年4月に目黒青色申告会婦人部(現・めぐろ青色申告会女性部)の幹事に就任し、令和2年5月から理事長を務める。現在は、東京青色申告会連合会の副会長を兼務。家業は工務店。相田みつをを愛読し、趣味は旅行。

目黒は青色申告端緒の地

確定申告には青色申告と白色申告があり、青色申告は一定水準の記帳をし、その記帳に基づいて正しい申告をする人については、所得金額の計算などについて有利な取り扱いが受けられる制度です。めぐろ青色申告会は会員である個人事業主の青色申告決算書のサポートを受け付けています。「税のことって難しいですから、こんなことを聞いたら恥ずかしいなどと思わずに、気軽に相談してほしいです。実は青色申告制度は、目黒が端緒の地といわれているんです」。こう語るのは、同会の理事長を務める橋本さん。「めぐろ青色申告会は、昭和25年に納税者に対して税知識の啓発、適正な申告と納税道義の高揚を図る目的で設立されました。令和5年11月30日現在、5,697人の会員が所属しています」。

「元々は夫が会員で、私は会員の家族によって構成されていた婦人部で活動をしていました。その縁あって、会に入会し、支部や当会の役員として活動を始めました。それまでは税に関する知識が乏しく、当会が財団法人化を検討した頃は資料もほとんど無かったこともあって、明治時代に公布された民法の勉強から始め、委員会などで10年くらい研究しました」。

青色申告会会員になると受けられる
さまざまなサポート

青色申告は帳簿のつけ方が難しいと感じ、白色申告を選択している人も多いのではないのでしょうか。そこで同会の会員になるメリットを伺うと「一番は、帳簿の記帳や所得税・消費税の決算個人サポートです。今はネットで税のことを調べられますが、本当にこれでいいのかと不安になることもあると思うんです。そういう時に、相談に来た会員のかたが安心して申告できるようサポートすることが私たちの役目です。1月中旬頃からは、確定申告のサポート業務がメインになってきます。毎年1日平均で100人以上が訪れ、約20人のスタッフがサポートしています。その他にも、私はもう10年以上続けていますが、毎年、ベルサークル渋谷ファーストで行われる確定申告書作成会場(16面参照)で、納税者のかたへ青色申告制度の普及や記帳水準の向上などを説明しています」。

「また、昨年10月から始まったインボイス制度は、当会でも2年ほど前から、ウェブサイトや研修会、個人サポートなどで説明してきました。今まで消費税の申告をしていないかたは、特に悩まれているかと思います。ぜひ私たちを頼ってほしいです」と話す橋本さん。

皆さんにとっての駆け込み寺でありたい

「青色申告会というと、どうしても税金のことだけというイメージを持たれがちですが、税だけでなく、区民の生活に関する駆け込み寺という気持ちを常に持っています。確定申告以外にも、当会に所属すると、保険の割引、不動産管理など家づくりに関するサポートも受けることができます。どんな難しい申告内容でも、一緒にスタッフが考え、サポートいたします。入会はいつでも受け付けておりますので、ぜひ一度相談に来ていただきたいです」と、区民の皆さんへメッセージをいただきました。

目黒区物価高騰対応
重点支援給付金



目黒区臨時給付金コールセンター

☎0120-239-077 (月~金曜日8:30~17:00。祝・休日を除く)、
☎5722-7069)

5年度に電力・ガス食料品等価格高騰重点支援給付金を支給した住民税非課税世帯に対し、追加支給します。前回の給付金を支給した世帯で、世帯構成が5年6月1日と同一の世帯には、1月9日に案内を送付しました(右上画像)。受給には申請不要で、前回と同じ口座に2月2日以降、順次振り込みます。受給を希望しない場合、または振込先を変更するかたは申請が必要です。

なお、世帯構成に変更があった場合や5年6月2日以降に転入した対象世帯には、2月上旬に、申請書類を発送する予定です。

※次の①~③全てを満たす世帯

- ①5年12月1日時点で区内に住民票がある
- ②世帯員全員が5年度分の住民税均等割が非課税
- ③住民税均等割課税者からの扶養を受けていない

給付額 1世帯当たり7万円

住民税均等割(※)のみ課税世帯への給付金は、詳細が決まり次第、対象世帯へ案内を送付します。

※住民税には所得割と均等割があり、均等割はある一定の所得があるかた全員が均等に負担する税額

不合理な税制改正など
に対する東京23区の主張

目黒区財政課 ☎5722-9137、☎5722-6134

地方創生の推進と税源偏在是正の名のもと、法人住民税の一部国税化や地方消費税の清算基準の見直し、ふるさと納税などの不合理な税制改正により、東京23区の貴重な税源は一方向的に奪われ続けています。その影響額は、東京23区全体で5年度だけでも3,200億円を上回る規模に相当します。

地方税を国税化して再配分する手法は、応益負担や負担分任という地方税の本旨を無視したものであり、国が地方の財源を吸い上げることにより、自治体間に不要な対立を生むような制度は是正されなければなりません。国の責任において地方財源の充実強化を図るべきです。

東京23区は、国が進める不合理な税制改正の動きに対し、さまざまな場面で東京23区の考えを訴えています。詳細は特別区長会(コード①)をご覧ください。

